

平成 22 年 4 月 12 日現在

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：平成 19 年度～平成 21 年度

課題番号：19530424

研究課題名 (和文) 大航海時代の到来によって変化する取引形態と、
16 世紀の複式簿記の対応に関する研究研究課題名 (英文) Chang of Transaction Form in The Age of Discovery and
Record of Double-Entry Bookkeeping

研究代表者

土方 久 (HIJIKATA HISASHI)

研究者番号：40069711

研究成果の概要 (和文)：

ドイツ簿記の 16 世紀は、まさに「大航海時代」。15 世紀の末葉、1492 年の新大陸の発見、1498 年の東インド航路の発見によって、大航海時代が到来する。複式簿記について、世界で最初の印刷本が Luca, Pacioli によって出版されるのは 1494 年のことである。

事実、大航海時代を反映して、16 世紀には、商業の中心が大西洋に移行するにつれて、「商業革命」に見舞われる。沿岸航海から外洋航海に移行するにつれて、交易ルートも変化、交易商品が変化するばかりか、取引形態も変化する。16 世紀に出版される簿記教科書には、通常の商品売買に加えて、特殊な商品売買、先物買付と先物販売としての「先物売買」(Lieferung) を記録、「先物売買勘定」が開設される。さらに、委託販売としての「アントワープへの航海」(Reise gen Andorff) を記録、「航海勘定」が開設される。それだけではない。航海の運と不運を賭しての「冒険売買」(Glück und Unglück) を記録、「冒険売買勘定」が開設される。さらに、通常のお金貸借に加えて、特殊なお金貸借、先駆的な損害保険としての「冒険貸借」(Boddmerrey) を記録、「冒険貸借勘定」が開設される。

ところが、取引形態の変化と 16 世紀の複式簿記の対応を研究して、素朴な疑問に直面する。損害保険の歴史では、1234 年に公布されるカトリック教会法 (kanonische Recht) の「微利禁止令」(Dekretale Papst Gregorius IX, c. Naviganti) に抵触することを理由に、「冒険貸借」が存続されることは困難になったようで、むしろ、廃止されてしまい、「無償貸借」、さらに、「仮装売買」が開発されたことになっている。しかし、微利禁止令が公布されてから、すでに 3 世紀余、この 16 世紀に出版される簿記教科書にも、「冒険貸借」が例示されるとなると、実に不可解である。例示されるのが簿記教科書であるからと片付けてしまうわけにはいかない。複式簿記からの疑問、この謎の謎解きに挑戦することにしたい。

まずは、簿記教科書に例示される「仕訳帳」と「元帳」から「冒険貸借」を類推することにする。

(1) 「船主」または「荷主」が船および船荷を担保に、「銀行家」または「投機者」からお金を借入れる事例である。船および船荷が目的地に無事に到着するなら、「船主」または「荷主」は借入れた元金を返済するのに加えて、より高い利息を「銀行家」または「投機者」に支払わねばならない。

これに反して、海難に遭遇するなどして、目的地に到着しないなら、「銀行家」または「投機者」には、借入れた元金すら返済する必要はない。このような契約で、金銭を貸借する事例である。先駆的な損害保険としての「冒険貸借」である。「船主」または「荷主」は冒険貸借勘定の貸方の面に、とりあえず、この借入れた元金を記録する。

これに対して、船および船荷が目的地に無事に到着することでは、双方の契約に従い、「銀行家」または「投機者」には、借入れた元金を返済するのに加えて、より高い利息を「銀行家」または「投機者」に支払わねばならなくなる。したがって、「船主」または「荷主」は冒険売買勘定の借方の面に、返済されるべき元金と支払われるべき利息の合計を記録する。そのために、「船主」または「荷主」には、「冒険貸借損」が発生する。損害を負担してもらい、発生する損失（費用）である。

ところが、目的地に到着しないとすれば、双方の契約に従い、借入れた元金すら返済する必要はないので、冒険貸借勘定から損益勘定の貸方の面に振替えられるしかない。「船主」または「荷主」には、「冒険貸借益」が発生する。損害を負担してもらい、発生する利益（収益）である。

(2)「銀行家」または「投機者」が船および船荷を担保に、「船主」または「荷主」に金銭を貸付ける事例である。船および船荷が目的地に無事に到着するなら、「船主」または「荷主」からは、貸付けた元金が返済されるのに加えて、より高い利息が支払われねばならない。これに反して、海難に遭遇するなどして、目的地に到着しないなら、「銀行家」または「投機者」には、貸付けた元金すら返済される必要はない。このような契約で、金銭を貸借する事例である。先駆的な損害保険としての「冒険貸借」である。「銀行家」または「投機者」は冒険貸借勘定の借方の面に、とりあえず、この貸付けた元金を記録する。

これに対して、船および船荷が目的地に無事に到着することでは、双方の契約に従い、「船主」または「荷主」からは、貸付けた元金が返済されるのに加えて、より高い利息が支払われねばならなくなる。したがって、「銀行家」または「投機者」は冒険売買勘定の貸方の面に、返済されるべき元金と支払われるべき利息の合計を記録する。そのために、「銀行家」または「投機者」には、「冒険貸借益」が発生する。損害を負担して、発生する利益（収益）である。

ところが、目的地に到着しないとすれば、これまた、双方の契約に従い、貸付けた元金すら返済される必要はないので、冒険貸借勘定から損益勘定の借方の面に振替えられるしかない。「銀行家」または「投機者」には、「冒険貸借損」が発生する。損害を負担して、発生する損失（費用）である。

しかし、窮迫する隣人から利息を受取ること自体、したがって、金銭貸借での利息を徴収すること自体はキリスト教の「隣人愛」（Nächstenliebe）に反する罪悪であるとの思想から、翻って、「不労所得」（müheloses Einkommen）は罪悪であるとの思想から、「徴利禁止令」によって、「冒険貸借」が存続されることは困難になったようである。

そこで、法律家のBlumhardtによると、「『何も求めずに貸し与えよ』（Mutuum date nihil inde sperantes）という言葉は、道徳または神の法の代弁者である教会がかなりの権力を持つようになると、最初は聖職者に対して、より後になると、俗人に対しても経済生活に対しても、とにかく基本方針にする原理であった。法令としては、まずは、このキリスト教の隣人愛の教義がローマ教皇Grego

rius IX. の教令に収録されて、金銭貸借に利息を付すことの禁止が言明された一連の教皇の布告に表現された。「暴利禁止 (Wucherverbot) の根本思想は、貨幣が労働なくして果実をもたらしてはならないということであった」。したがって、冒険貸借は、金銭貸借と同様に、債権者である「銀行家」または「投機者」に支払われる利息が「徴利禁止令」に抵触すると判断されたのである。

しかし、利息自体が表面化しないように工夫される。『GREGORII P. IX の教書集』 (“FRAGMENTA DECRETORUM”) によると、無事に帰還した場合には、冒険貸借の返済に、債務者である「船主」または「荷主」が、債権者である「銀行家」または「投機者」により高い単価の商品を返済することにしておいたら、この返済された商品の「含み益」によって、したがって、利息自体は表面かすることもなく、「危険負担料」も返済することになるというのである。

さらに、詭弁めいてはいるが、まさに、「言いくるめの論理」。冒険貸借は、金銭貸借と同様に、金銭を貸付けても、危険は負担しないで、利息を受取るということでは、「徴利禁止令」に抵触するので、危険を負担する「出資」、したがって、利息自体は「報酬」と釈明される。海難に遭遇すると、金銭を貸付けた「船主」または「荷主」からは返済されないことから、「銀行家」または「投機者」は危険を負担して、報酬としての「危険負担料」を受取るだけであるというのである。

それだけではない。この「言いくるめの論理」を少なからず後押ししたのは、16世紀に見舞われる「宗教改革」。Blumhardtによると、「『宗教改革』によって初めて、暴利禁止は打破されたのである。注目すべきは、利息禁止がもはや拘束力のあるものではないと言明した最初の人、神学の改革者、Calvin, Jeanであったことである」。しかし、後押ししたのが「少なからず」でしかないのは、カトリック教会法自体、最高の精神的な権威である教皇が公布しているだけに、撤回すねことなど、至難にちがいがなかったからである。

したがって、16世紀にも、依然として、「冒険貸借」は存続されたのは、まずは、利息自体が表面化しないように工夫することによって、さらに、利息自体は「報酬」と釈明することによって、「徴利禁止令」には抵触しないと判断されたからではなかろうか。

なお、これ以外の取引形態、先物買付と先物販売としての「先物売買」、委託販売としての「アントワープへの航海」、さらに、航海の運と不運を賭しての「冒険売買」についても解明したのだが、紙幅の都合から割愛せざるをえない。その詳細については、研究成果をまとめ公刊した拙著『複式簿記会計の歴史と論理ードイツ簿記の16世紀から複式簿記会計への進化ー』（森山書店）を参照して頂きたい。

研究成果の概要（英文）：

In order to investigate the evolution of double-entry bookkeeping, we have been studying about some textbooks of bookkeeping in German language. The purpose of this study is to solve a simple question caused that we have researched. The 16th century was the Age of Discovery. As the commercial trading center shifted from in the Mediterranean area to the Pacific Ocean, the commercial revolution was caused. Not the of the trade and the kind of trade goods have changed, but also the forms of buying and selling the goods and the special forms of loans were developed. The “bottomry” which is the pioneer of damage insurance is one of them. And some of the books at that time have the “bottomry Account”.

As usuries were considered which were against the canon or Biblical law promulgated in the beginning of the 13th century, bottmries were seemed to have been abolished. Nevertheless, we can see the illustrations of the “Bottory Account” in the printed textbooks of bookkeeping in the 16th century in Germany. So why was the “Bottomry Account” still kept in the Book? We are attempting to solve the question which is from the double-entry bookkeeping perspective.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成19年度	800,000	240,000	1,040,000
平成20年度	600,000	180,000	780,000
平成21年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：会計学、簿記史、商学、経済史、西洋史

1. 研究開始当初の背景

これまで、大学院生の時代から、日本の会計理論、日本の会計制度を支配してきた Schmalenbach, Eugen の大著『動的貸借対照表論』に取り組むことによって、会計理論を解明しながら、会計理論と会計制度の関わりを解明してきた。しかし、常に脳裏から離れなかった問題は、会計制度、会計理論と「複式簿記」の関わり……。戦後、大改訂が試みられた第8版の序文に表現される言葉を想起してもらいたい。「特に税法に支配的な見解、すなわち、貸借対照表を使用する『商人的な損益計算』が、この貸借対照表によってこそ、原則として『非商人の損益計算』とは相違するとする見解に挑戦する必要があった。この損益計算とは根本的に相違するということであった。ここに、『商人の損益計算』は収益・費用計算であって、この収益・費用計算が単純な収入・支出計算と相違するのは、ただ未決項目が考慮されることによってであることを明示する必要があった」という有名な言葉である。

したがって、「商人的損益計算」は「資産・負債」からする損益計算。「非商人の損益計算」は「収入・支出」からする損益計算ではない。「商人の損益計算」こそは「収益・費用」からする損益計算、複式簿記を使用する損益計算である。そうであるとしたら、まずは、収入支出からする損益計算に相違しないことが保証されねばならない。「収益・費用計算が単純な収入支出計算と相違するのは、ただ未決項目が考慮されることによって

である」ので、「未決項目」が貸借対照表に収録される。それだけではない。資産・負債からする損益計算に相違しないことも保証されねばならない。そのためには、未決項目はもちろん、「現金」ばかりか、「資本金」までもが貸借対照表に収録される。期間損益計算の構造を想像して論証されたのだが、複式簿記を措定してのことである。

このように、複式簿記を機軸にして、『動的貸借対照表論』が構築されていることを想像するに、複式簿記を取り巻く環境の要請に即応して、その時々々の意義を問われてのことであったにちがいない。

そのようなわけで、ドイツ簿記の19世紀に想いを馳せたのだが、いつしか、「ドイツ簿記の16世紀」に想いを馳せるようになってしまったようである。実際に、「ドイツ簿記の19世紀」に取り組むにつれて、ともすれば残影を追い駆けているにすぎないのではないか、これでは核心に到達しえないのではないか、複式簿記がほぼ完成される15世紀、16世紀まで遡源しなければならない、この複式簿記の源流を解明しなければならない、との想いに駆られたからである。

2. 研究の目的

複式簿記の歴史の裏付けを得ながら、その論理を解明するとしたら、大航海時代によって変化する取引形態を意識して、複式簿記はどのように対応したか、この問題から解明しなければならない。例えば、通常の商品売買に加えて、特殊な商品売買としては、先物買

い付けと先物販売としての「先物売買」、委託販売としての「航海」、個人出資または共同出資としての「旅商」、航海または旅商の運と不運を賭しての「冒険売買」（日本では直訳して「運不運」）、さらに、通常金銭貸借に加えて、特殊な金銭貸借としては、先駆的な損害保険としての「冒険貸借」、このような取引形態に対応して、帳簿記録が変化すると共に、帳簿締切も変化するからである。「ドイツ簿記の16世紀」に取り組むことによって、複式簿記の源流はどのようであったか、この複式簿記はどのように進化したか、この問題を解明する。

3. 研究の方法

以下の順序で研究を進めたところである。平成19年度は、

(1)研究の目的

(2)ドイツ固有の簿記

(3)ドイツ簿記とイタリア簿記の交渉過程

平成20年度は、

(4)ドイツ簿記とイタリア簿記の融合過程

その内容、その歴史性と問題点—ドイツの商業史および都市史についてと、その論理性の問題点

(5)複式簿記とは何か—大航海時代の到来によって変化する取引形態に、16世紀の複式簿記はどのように対応したか

平成21年度は、

(6)研究の総括

すでに、資料の調査は完了して、これを収集してはいたが、まだ収集していない資料を入手、新たに必要となる資料も入手した。実際に閲覧して収集せざるをえない資料は、東京、大阪の大学図書館へ出張して複写した。収集した資料を整理、解明した。新たに必要となる資料の調査も依頼した。専門外の知識を得るために、東京、大阪の大学研究室へ出張して意見を交換した。これまでの研究結果を分析して総括、これをまとめ、順次、学会で報告、拙文を公表、拙著を公刊している。

4. 研究成果

研究を進めるなかで、順次、学会で報告、拙文を公表しながら、2008年11月には、拙著『複式簿記会計の歴史と論理—ドイツ簿記の16世紀から複式簿記会計への進化—』を公刊したところである。

本書は平成21年10月26日に「日本会計史学会賞」を受賞している。

さらに、研究を進めるなかで、特に「単式簿記」との関わりで研究を進める必要を痛感したので、複式簿記に併せて、単式簿記の歴史の裏付けを得ながら、その論理も解明して、順次、学会で報告、拙文を公表しているところである。

そうすることによって、大学の講義、簿記

教育にも研究成果を反映しているところである。

なお、その詳細については、5. 主な発表論文等を参照して頂きたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計8件)

土方 久

①「ドイツにおけるイタリア簿記の再生—Gamsfelder, Sebastian 1570年—」、(I)、(II)、

(III)、『商学論集』(西南学院大学) 第53巻第3・4号、2007年2月、25-79頁、第54巻第1号、2007年6月、27-79頁、第54巻第2号、2007年9月、49-106頁。

②「16世紀から18世紀までにドイツに出版される簿記の印刷本の目録」、『商学論集』(西南学院大学) 第54巻第3号、2007年12月、169-196頁。

③「複式簿記会計への進化—17世紀から19世紀までの単式簿記と複式簿記—」、(I)、(II)、(III)、『商学論集』(西南学院大学) 第54巻第3号、2007年12月、1-42頁、第54巻第4号、2008年2月、1-43頁、第55巻第1号、2008年6月、1-58頁。

④「複式簿記会計の歴史と論理—ドイツ簿記の16世紀から複式簿記会計への進化—」、『商学論集』(西南学院大学) 第55巻第1号、2008年6月、187-205頁。

⑤「冒険貸借と徴利禁止令」、『商学論叢』(近畿大学) 第54巻第1号、2008年7月、9-19頁。

⑥「大航海時代の到来によって変化する取引形態の実状と、16世紀・商業帳簿の記録の研究」、『Seinan Ricerca』(西南学院大学学術研究所) 第13号、2009年2月、1-3頁。

⑦「冒険貸借と徴利禁止令—大航海時代における複式簿記からの疑問—」、『会計史』(日本会計史学会) 第27号、2009年3月、13-27頁。

⑧「記録の起源と複式簿記の記録」、『商学論

集』(西南学院大学) 第56卷第3・4号、2010年3月、21-38頁。

〔学会発表〕(計3件)

土方 久

- ①「複式簿記の歴史と論理」、2007年8月28日、横浜国立大学
- ②「冒険貸借と徴利禁止令—大航海時代における複式簿記からの疑問—」、2008年10月28日、東北大学
- ③「複式簿記再考」、2009年10月26日、東京経済大学

〔図書〕(計1件)

土方 久

『複式簿記会計の歴史と論理—ドイツ簿記の16世紀から複式簿記会計への進化—』、森山書店
2008年11月、1-604頁。

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

なし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

土方 久 (HIJIKATA HISASHI)
西南学院大学・商学部・教授
研究者番号：40069711

(2) 研究分担者

なし。

(3) 連携研究者

なし。